

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

発行者 鹿児島市新屋敷町16の16

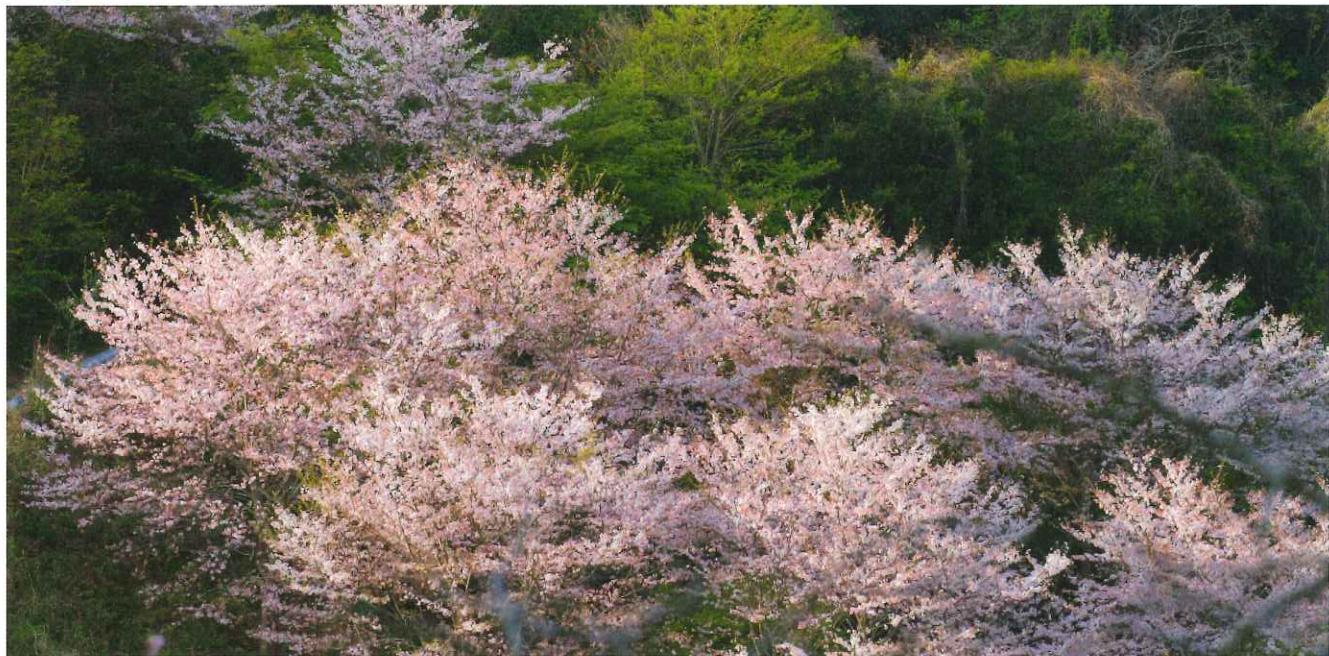
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2019年(平成31年) April 4月号

平成30年度年末年始建設業一斉集中監督の実施結果



観音ヶ池公園（いちき串木野市）

(写真提供者:村山隆氏)

目次 CONTENTS

| | |
|-------------------------------------|---|
| さくらじま | 1 |
| 平成30年度年末年始建設業一斉集中監督の実施結果 | 2 |
| 労働基準関係人事異動 | 3 |
| 平成30年の一般労働条件に関する相談状況について | 4 |
| 災害に学ぶ ～コミュニケーションを図り、労働災害を防ぎましょう～ | 5 |
| 事業主の皆様、雇用保険の手続きはお早めに!! | 6 |
| 平成31年 業種別死傷災害発生状況（2月末速報値） | 6 |
| 年次有給休暇を取得しよう | 7 |

さくらじま

4月は年度替わりの時期であるが、新社会人や異動となった方など、新生活を始める人が多い時期でもある。また、時期的に寒暖の差が大きい時期であり、このような気候の変化は体の不調につながるだけでなく、環境の変化からストレスも溜まりやすくなるといわれている。職場環境の変化等をめぐる精神的負担が増えることは、1年を通してどのような場面でも起こりうるものであるが、この時期は特に気をつけたいものである。

春といえば、桜の時期もある。桜は春になると一気に咲き誇り、そして、花の後には新緑の鮮やかで、生命力の

| | |
|----------------------------|-------|
| 2019年度緑十字賞候補の推薦について | 8 |
| 中小規模事業場 安全衛生サポート事業のご案内 | 9～10 |
| ストレスチェック後の職場環境改善研修会のご案内 | 11～12 |
| 平成30年度鹿児島県労働災害防止研修会を開催しました | 13 |
| 平成30年度職員全体研修会を開催しました | 13 |
| 2019年度健康診断のご案内 | |
| ～ヘルスサポートセンター鹿児島～ | 14 |
| 第78回全国産業安全衛生大会 in 京都のご案内 | 15 |
| 2019年5月の講習開催のご案内 | 16 |

力強さを感じさせるなど、我々を楽しませてくれるものになっているところであるが、香りによるリラックス効果もあるとのことであり、ストレスを和らげるのにもよさそうである。

ストレスが下がれば、副交感神経の働きも良くなり、健康的な睡眠につながるともいわれている。何も遠くまで足を延ばさなくても、桜の名所は近くにある。忙しい時期にこそ時間を作り、近くの公園等の桜を見に行き、花を愛でることで、ストレスを開放してみてはどうだろう。しかしながら、飲みすぎ（？）にはくれぐれも注意したいものである。

平成30年度年末年始建設業一斉集中監督の実施結果

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、平成30年12月1日から平成31年1月31日までに管内の労働基準監督署において建設現場に対する一斉集中監督を実施しました。その結果は次のとおりです。

| | 監督実施現場数 | 法違反現場数 | 重大悪質違反事業場数 | 使用停止事業場数 | 違反率 (%) |
|------|---------|--------|------------|----------|---------|
| 土木工事 | 123 | 37 | 1 | 5 | 30.1 |
| 建築工事 | 63 | 45 | 1 | 18 | 71.4 |
| 合 計 | 186 | 82 | 2 | 23 | 44.1 |

- 監督を実施した186現場のうち82現場（44.1%）において、労働安全衛生法違反が認められました。

- 主な法違反の内容は次のとおりです。

(件数は元請と関係請負人に対する違反件数の合計)

| | |
|-----------------------------|-----|
| ☆ 「墜落・転落防止」に関する違反 | 92件 |
| 作業床の端・開口部等からの墜落防止、足場に関する措置等 | |
| ☆ 「元請けの統括安全衛生管理」に関する違反 | 31件 |
| 関係請負人に対する指導等 | |
| ☆ 「建設機械等」に関する違反 | 19件 |
| 資格、作業方法、点検等 | |

- 重大悪質違反事例

- ☆ 資格を有していない労働者に移動式クレーンの玉掛け業務を行わせていたもの。
- ☆ 資格を有していない労働者に解体用つかみ機の運転業務を行わせていたもの。

- 使用停止等事例

- ☆ 足場の一部について、手すり、中桟・幅木を設置せずに作業を行わせていたもの。
- ☆ マンション建築現場において、エレベーターピットの開口部に手すり・覆い等の設置を行っていなかったもの。

平成30年に建設業で発生した死亡災害は4件で、2件は墜落・転落によるものです。監督結果においても墜落・転落に関する法違反が最も多くなっていることから、高所作業における手すり等の設置、法に適合する足場の設置等、墜落・転落災害の防止対策の徹底をはじめ、建設現場における安全衛生管理の徹底をお願いします。



2019年春の全国交通安全運動が始まります

期 間 2019年5月11日（土）～20日（月）までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 5月20日（月）

スローガン 横断は しっかりよく見て たしかめて

運動重点 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

2 自転車の安全利用の推進

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

4 飲酒運転の根絶

労働基準関係人事異動

(2019年4月1日付)

| 新官職 | 氏名 | 現官職 |
|----------------------------------|-------|---|
| 鹿児島労働局 総務部 | | |
| 部長 | 田之上英治 | 労働基準部 部長 |
| 総務課 | | |
| 人事係長 | 西園 裕介 | 総務部労働基準監督署 適用第二係長 |
| 労働基準監督署 適用第一係長 | | |
| 室長補佐 | 二石 和伸 | 雇用環境・均等室 労働紛争調整官 |
| 労災保険給付調査官 (併)適用第二係長 | 太良木則孝 | 鹿児島署労災第一課 労災保険給付調査官 |
| 労災保険給付調査官 (併)労働基準監督署 適用指導官 | 和田かおり | 鹿児島署労災第一課 労災保険給付調査官 |
| 雇用環境・均等室 | | |
| 室長補佐(指導) | 渡邊 光広 | 総務部労働基準監督署 労災保険給付調査官(併) 地方徴収専門官 |
| 労働紛争調整官 | 臺屋 明 | 雇用環境・均等室 主任雇用環境改善・均等推進指導官 |
| 労働基準部 | | |
| 部長 | 笹川 一彦 | 中央労働委員会事務局 西日本地方事務所 地方調査官 |
| 監督課 | | |
| 課長 | 中村 健吾 | (独)労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター 副所長 |
| 主任地方労働基準監察監督官 | 牧角 文治 | 名瀬署 署長 |
| 地方労働基準監察監督官 | 礒元 昭二 | 労働基準部監督課 専門監督官 |
| 賃金室 | | |
| 室長 | 平松 弥生 | 加治木署 署長 |
| 健康安全課 | | |
| 課長 | 榎園 和彦 | 労働基準部監督課 主任地方労働基準監察監督官 |
| 課長補佐 | 前野 吉春 | 鹿児島署 安全衛生課長 |
| 地方産業安全専門官 | 礒端 誠 | 労働基準部労災補償課 地方労災医療監察官 |
| 労災補償課 | | |
| 課長 | 熊谷 尚正 | 厚生労働省労働基準局労働基 準監査課労働基準監査課 主任プログラマー(併)業務 第二係長 |
| 労災管理調整官 | 栗野 和弘 | 労働基準部労災補償課 地方労災補償監察官 |
| 労働者災害補償保険審査官 | 松下 亮二 | 総務部労働基準監督署 室長補佐 |
| 地方労災補償監察官 | 三角 裕二 | 鹿児島署 労災第一課長 |
| 地方労災医療監察官 | 松下 真一 | 鹿屋署 労災課長 |
| 特別労災認定指導官 | 小城 太 | 川内署 労災課長 |
| 労災保険給付調査官 | 前田 典秀 | 鹿児島署労災第一課 労災保険給付調査官 |
| 職業安定部 | | |
| 職業安定課 | | |
| 課長 | 重久 健 | 国分所 所長 |
| 訓練室 | | |
| 室長 | 右田 裕幸 | 職業安定部職業対策課 課長補佐 |
| 鹿児島労働基準監督署 | | |
| 署長 | 大澤 隆 | 労働基準部健康安全課 課長 |
| 第二方面主任監督官 | 山口 大輔 | 川内署 監督課長 |

| 新官職 | 氏名 | 現官職 |
|--|-------|---------------------------------------|
| 第三方面主任監督官 | 高橋 彩花 | 総務部労働基準監督署 徴収第一係長 |
| 安全衛生課長 | 田原 宗治 | 鹿児島署 第二方面主任監督官 |
| 労災第一課長 | 柿沼 勝哉 | 名瀬署 労災課長 |
| 川内労働基準監督署 | | |
| 監督課長 | 井手口真人 | 鹿児島署 第三方面主任監督官 |
| 労災課長 | 濱田 大我 | 鹿児島署労災第一課 労災保険給付調査官 |
| 鹿屋労働基準監督署 | | |
| 署長 | 上ノ原 勉 | 労働基準部賃金室 室長 |
| 労災課長 | 大村 洋一 | 総務部総務課 人事係長 |
| 加治木労働基準監督署 | | |
| 署長 | 西野 健二 | 労働基準部健康安全課 主任地方産業安全専門官 |
| 名瀬労働基準監督署 | | |
| 署長 | 池濱 輝生 | 労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官 |
| 労災課長 | 福重みゆき | 総務部労働基準監督署 労災保険給付調査官(併) 労働基準監察官 |
| 川内公共職業安定所 | | |
| 所長 | 大堀 明人 | 加世田所 所長 |
| 【宮之城出張所】 | | |
| 出張所長 | 村岡 博 | 職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官 |
| 鹿屋公共職業安定所 | | |
| 所長 | 鷲島 和貴 | 川内所 所長 |
| 国分公共職業安定所 | | |
| 所長 | 地頭 政 | 鹿児島所 次長(業務部長) |
| 加世田公共職業安定所 | | |
| 所長 | 小屋敷 悟 | 鹿児島所 次長(管理部長) |
| 指宿公共職業安定所 | | |
| 所長 | 和田 滋 | 職業安定部訓練室 室長 |
| 転出等 | | |
| 厚生労働省労働基準局総務課 副主任労働基準監察監督官 | 片平 一哉 | 総務部 部長 |
| (独)労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター 副所長 | 勝田 清人 | 労働基準部労災補償課 特別労災認定指導官 |
| 退職 | | |
| 退職(平成31年3月31日付) | 米元 悟 | 労働基準部健康安全課 課長補佐 |
| 退職(平成31年3月31日付) | 西田 和宝 | 労働基準部労災補償課 課長 |
| 退職(平成31年3月31日付) | 赤星 泰夫 | 労働基準部労災補償課 労災管理調整官 |
| 退職(平成31年3月31日付) | 上村 輝己 | 労働基準部労災補償課 労働者災害補償保険審査官 |
| 退職(平成31年3月31日付) | 日高 謙次 | 職業安定部職業安定課 課長 |
| 退職(平成31年3月31日付) | 山崎 秀一 | 鹿児島署 署長 |
| 退職(平成31年3月31日付) | 夏迫 昭人 | 鹿屋署 署長 |
| 退職(平成31年3月31日付) | 瀬戸 雄作 | 鹿屋所 所長 |
| 退職(平成31年3月31日付) | 川路 和利 | 川内所宮之城出張所 所長 |
| 退職(平成31年3月31日付) | 今吉 雄二 | 指宿所 所長 |

平成30年の一般労働条件に関する相談状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局及び管内の労働基準監督署に寄せられた平成30年の労働相談件数は7,705件で、主な内容別の相談件数は次のとおりです。

| | H30 | | 増減(前年比) |
|------|---------------|-------|---------|
| 相談件数 | 7,705 | | -4.4% |
| 相談内容 | 労働契約 | 407 | (5.3%) |
| | 解雇 | 1,292 | (16.8%) |
| | 賃金未払（不払い残業含む） | 1,721 | (22.3%) |
| | 労働時間 | 534 | (6.9%) |
| | 時間外・休日労働 | 1,210 | (15.7%) |
| | 年次有給休暇 | 897 | (11.6%) |
| | 最低賃金 | 166 | (2.2%) |

景気の緩やかな回復傾向がみられる中で、相談件数も減少傾向にあり、前年と比較すると4.4%の減少となっています。

相談内容を見ると、最も多かったのが「賃金未払（不払い残業含む）」で、次いで、「解雇」、「時間外・休日労働」、「年次有給休暇」の順に多くなっています。

「労働時間」、「時間外・休日労働」、「年次有給休暇」など働き方改革に関する相談の割合は依然として高く、県内で働いている多くの方や企業の方々の関心事となっている結果といえます。

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年5日以上の確実な取得など、働き方改革関連法が4月から順次施行され、必要な人材を確保するためにも労働環境を良くすることがこれまで以上に重要となっています。

企業の皆様方も、今一度、貴社の労働時間制度や時間外・休日労働の実態、年次有給休暇の取得状況等について確認し、改正法に対応した36協定の締結と遵守、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進などについて、積極的な取組をお願いします。

鹿児島労働局では、長時間労働を原因とする過重労働の防止に向け、企業への立入調査・指導を強化していくとともに、労務管理の改善に取り組む企業への支援等に積極的に取り組んでいきます。

2019年度鹿児島労働安全衛生大会 開催決定

開催日 2019年7月1日（月）13時00分～
会場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール

～労働災害の撲滅と快適職場の実現を願って～
多数の参加をお待ちしています。

災害に学ぶ

「コミュニケーションを図り、 労働災害を防ぎましょう」

=コミュニケーションはとれていますか?=

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

事業場における労働災害は、コミュニケーション不足やコミュニケーションエラーを原因として発生するケースが少なからずあります。

特に建設現場においては、工事の進捗につれて作業環境が日々変化し、また、作業員の顔ぶれも入れ替わることから、管理者と作業員、あるいは作業員同士が十分にコミュニケーションを取り合わないと、どこにどんな危険が潜んでいるかを適切に把握できず、重大な災害につながる可能性が高くなります。

今回は、建設現場で発生した災害事例を参考に、コミュニケーションの重要性について考えてみたいと思います。

【災害発生状況】

ある建屋の新築工事現場において、建屋の躯体工事が概ね終了し、最後に建屋の換気設備用ダクト（フード）の設置を専門業者の労働者Aと被災者及び足場解体工Cの3名で行っていた。3名のうちAと被災者は、建屋の周囲に設置された枠組足場の上で作業を行なっており、ダクトが枠組足場の部材（建地等）に当たり作業に支障があったことから、作業は、枠組足場を解体しつつ、進められていた。

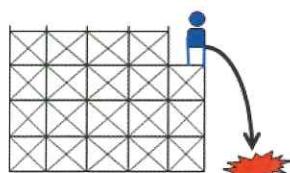
手順としては、Cがダクトの設置に支障のある一部の足場部材を取りはずし、Aがダクトを設置し、被災者がダクトの周囲の防水コーティングを行い、その後、残りの足場部材（交差筋交い等）を撤去していた。

被災場所（三層目の枠組足場作業床）において、Cが被災者とすれ違いざまに「足場を解体していいですか」と尋ねたところ、被災者が無言で目を合わせたので、Cは「解体してもよい」と理解し、三層目の作業床を残して足場を解体した。

その後被災者は、三層目の手すりのない足場端でダクトのコーティング作業をしていたところ、足場作業床から墜落して被災した。

当時、三層目の足場には親綱が設置されていたが、筋交い、下さん、幅木等（以下「手すり等」という。）がない状態であった。

被災者は、安全帯を着用していたが未使用であった。



【災害の原因と対策】

<原因>

- ・手すり等が取り外された足場作業床上で作業を行っていたこと。
- ・安全帯を取り付けるための親綱が設置されていたにもかかわらず、安全帯を使用していなかったこと。

<対策>

- ・墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある足場には、手すり等を設けること。
- ・作業の必要上、足場から手すり等を取り外すときは、

防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。（安全帯は、本年2月1日より、法改正により「墜落制止用器具」に呼び名が変わっています。）

・手すり等を取り外した足場には、関係労働者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

墜落防止措置

取り外し中

関係労働者以外

立入禁止！

【コミュニケーションの重要性】

この災害の直接原因は、被災者が足場に手すり等がないにも関わらず安全帯を使用していなかったことであり、起きたべくして起こった災害といえます。

一方で、Cと被災者との間で十分なコミュニケーションが取られていなかったことも事実ですので、以下のことでについて考えてみましょう。

Cは自分の問い合わせに対し、被災者が無言で目を合わせたことを、「解体してもよい」と勝手に理解した訳ですが、そもそも、こうしたコミュニケーションエラーを防ぐには、お互いが自分本位に意思を伝えたり、理解するのではなく、相手にしっかり意思が伝わっているか確認しながら、正確に伝える努力を惜しまないことが重要です。

今回取り上げた事例は極端な例かもしれません、大なり小なり、同様の事例は発生しています。

日本においてコミュニケーションの大切さとして広く定着している報告・連絡・相談の「報・連・相」＝「ホウ・レン・ソウ」が形骸化している状況が見受けられる耳になります。

これは、何を、いつ、どのように上司や同僚に伝え、時として一緒に考えなくてはならないかということが疎かになっているということでしょう。

「報・連・相」のポイントは、事の重要度に従って、タイミングを逃さず関係者に伝えることであり、特に状況に応じて何が重要なかを見極めることが必要になってきます。今回の事例であれば「足場を解体する」＝「手すり等を外す」ことの諾否を明確に示すべきであったといえるでしょう。

【おわりに】

近年、企業における人手不足解消の手段として外国人を積極的に活用するという政府方針により、外国人の就労を目的にする機会が増えてきました。日本で当たり前のように行われている「報・連・相」も外国人労働者にはなかなか理解しづらいものようです。なぜなら、自分の職分を明確に線引きしている西洋式仕事の進め方は「行動」と「成果」とが連動しているため、途中の進捗状況に関して上司に報告し、方向性についての助言を得るといったプロセスや時間は外国人労働者にとって無駄と考えられるからです。

今後、アジア圏を中心とした地域から多数の労働者が日本人と同じ職場で働く時に、「報・連・相」が仕事の進め方だけでなく、「ヒヤリ・ハット」を含めた労働災害防止の観点からも大変重要な取り組みであることを伝えていく必要があります。その背景には自分自身だけではなく同僚も災害から守るという最優先で取り組まなければならないことが含まれているからです。「ヒヤリ・ハット」事例の収集、「危険予知活動」などには「報・連・相」を含んだコミュニケーションが不可欠です。

事業主の皆様、雇用保険の手続きはお早めに!!

鹿児島労働局職業安定課

- 雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします。
 - 平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合には返戻していますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。
 - 労働者を雇用した場合（週20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる場合）は、「資格取得届」を提出しましょう。（翌月10日まで）
 - 離職により被保険者で無くなった場合は、「資格喪失届」「離職証明書」の提出により、本人への「離職票」の交付が必要となります。（離職日の翌日から10日以内）
 - 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）に関する受給資格確認及び支給申請の届出等については、申請期限が決められています。
 - 各種手続きは、ハローワークの窓口に来所することなく、インターネットを利用して「電子申請」を行うことができます。
 - オンライン申請ガイドブックは、ハローワークの窓口及び電子政府の総合窓口e-Gov (<http://www.e-Gov.go.jp>) をご利用ください。
 - 「電子申請」なら、24時間、365日いつでも申請が可能で、個人情報の持ち運びも不要、時間とコストをかけずに申請ができるので、便利です。是非ご利用ください。
- なお、鹿児島労働局では平成29年9月に電子申請事務センターを設置し、各ハローワークの電子申請の審査事務を集中化して行っています。
- ハローワークでは、離職票の発行手続きを最優先として行いますので、資格取得届の提出につきましては、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いします。また、来所による届出・申請は、16時までの提出にご協力ください。

問合せ先 県内各ハローワーク

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成31年1月分】

| | |
|-------------|--------------------|
| 県内有効求人倍率 | 1.31倍（前月比0.03P減） |
| 全国有効求人倍率 | 1.63倍（前月と同水準） |
| 県内正社員有効求人倍率 | 1.01倍（前年同月比0.09P増） |
| 全国正社員有効求人倍率 | 1.21倍（前年同月比0.07P増） |

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人数が53ヶ月連続で前年同月を上回り、有効求人倍率（季節調整値）は、33ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、今後の求人・求職の動きに注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金に関するご案内】

- 平成30年10月1日から支給要件の一部を変更いたしました。
 - 1 助成対象期間中に対象労働者を解雇等した場合
 - ▶ 変更点：これまででは当該労働者に対する助成金の返還をお願いしていましたが、今後は、以後3年間、当該事業所に対して本助成金を支給しないこととなりました。
 - 2 支給対象期の途中で対象労働者が離職した場合
 - ▶ 変更点：これまででは離職した月までを助成対象期間として助成金を支給していましたが、今後は、当該支給対象期（6か月）分の本助成金は原則支給しないこととなりました。
- ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

平成31年 業種別死傷災害発生状況（平成31年2月分 速報版）

鹿児島労働局

| | 平成31年 | | 平成30年 | | 増減数 | |
|-------------------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 |
| 全産業 | 189 | 2 | 177 | 1 | 12 | 1 |
| 1 製造業 | 42 | 0 | 39 | 0 | 3 | 0 |
| 1 食料品製造業 | 24 | | 20 | | 4 | |
| 4 木材・木製品製造業 | 5 | | 2 | | 3 | |
| 9 燃業土石製品製造業 | 2 | | 2 | | | |
| 11～12 金属製品製造業 | 1 | | 3 | | -2 | |
| 13～15 機械器具製造業 | 0 | | 3 | | -3 | |
| 上記以外の製造業 | 10 | | 9 | | 1 | |
| 2 飲食業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 建設業 | 28 | 0 | 30 | 0 | -2 | 0 |
| 1 土木工事業 | 12 | | 16 | | -4 | |
| 2 建築工事業 | 15 | | 9 | | 6 | |
| 3 その他の建設業 | 1 | | 5 | | -4 | |
| 4 運輸交通業 | 17 | 0 | 28 | 0 | -11 | 0 |
| 1 鉄道・航空機業 | 0 | | 0 | | | |
| 2 道路旅客運送業 | 0 | | 1 | | -1 | |
| 3 道路貨物運送業 | 17 | | 26 | | -9 | |
| 4 その他の運輸交通業 | 0 | | 1 | | -1 | |
| 5 貨物取扱業 | 2 | 0 | 5 | 0 | -3 | 0 |
| 1 陸上貨物取扱業 | 1 | | 1 | | | |
| 2 港湾運送業 | 1 | | 4 | | -3 | |
| 6 農林業 | 10 | 1 | 8 | 0 | 2 | 1 |
| 1 農業 | 2 | 1 | 3 | | -1 | 1 |
| 2 林業 | 8 | | 5 | | 3 | |
| 7 畜産・水産業 | 9 | 0 | 7 | 0 | 2 | 0 |
| 8 商業 | 30 | 0 | 22 | 0 | 8 | 0 |
| 1 鉄売業 | 5 | | 3 | | 2 | |
| 2 小売業 | 25 | | 18 | | 7 | |
| 3 理美容業 | 0 | | 0 | | | |
| 4 その他の商業 | 0 | | 1 | | -1 | |
| 9 金融・広告業 | 0 | 0 | 2 | 0 | -2 | 0 |
| 11 通信業 | 6 | 0 | 1 | 0 | 5 | 0 |
| 12 教育・研究業 | 3 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 13 保健衛生業 | 22 | 0 | 16 | 0 | 6 | 0 |
| 1 医療保健業 | 10 | | 8 | | 2 | |
| 2 社会福祉施設 | 12 | | 8 | | 4 | |
| 3 その他の保健衛生業 | 0 | | 0 | | | |
| 14 接客娯楽業 | 13 | 0 | 9 | 0 | 4 | 0 |
| 1 旅館業 | 3 | | 4 | | -1 | |
| 2 飲食店 | 6 | | 4 | | 2 | |
| 3 その他の接客娯楽業 | 4 | | 1 | | 3 | |
| 上記以外の事業 | 7 | 1 | 9 | 1 | -2 | 0 |
| 10 映画・演劇業 | 0 | | 0 | | | |
| 15 清掃・と畜業 | 5 | 1 | 7 | 1 | -2 | |
| 16 官公署 | 0 | | 0 | | | |
| 17 その他の事業 | 2 | | 2 | | | |
| 陸上貨物運送事業（4～3・5～1） | 18 | 0 | 27 | 0 | -9 | 0 |
| 第三次産業（8～17） | 81 | 1 | 60 | 1 | 21 | 0 |

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別記。

運動不足解消に向けて



産業保健21(独法)労働者健康安全機構提供

ゴールデンウィーク

今年のGWは10連休 休暇を加えて 自分流バケーションも

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させが必要となりました。

詳細については、厚生労働省ホームページに掲載するパンフレット「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」や「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

【キッズウィーク】 地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組（キッズウィーク）が平成30年度から始まっています。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



- 労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させが必要となります。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」（以下「計画的付与制度」という。）とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させが必要となりました。なお、下記の時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

- 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

（労使協定で定める事項）

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。（例）所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

注）就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。



2019年度緑十字賞候補の推薦について

(公社)鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）は、長年にわたり産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して毎年全国産業安全衛生大会において緑十字賞の表彰を行っています。

この度、中災防理事長より平成31年1月24日付けで、当協会長あて緑十字賞候補の推薦依頼があり、表彰規程に基づき候補者を募ることにしましたのでご案内致します。

中災防緑十字賞表彰規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して行う緑十字賞表彰に関する事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 緑十字賞の対象となる個人は、次の各号に該当するものとする。

（1）次のいずれかに所属する者

- イ 中央労働災害防止協会定款（以下「定款」という。）第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等

- ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等
- ハ 大学又は研究機関等

（2）事績に関し、次のいずれかに該当する者

- イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に10年以上従事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足りる者。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、以下の業務等への従事年数を7年以上とすることができます。

- （イ）産業安全の推進
- （ロ）労働衛生の推進
- （ハ）産業安全及び労働衛生の推進

ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり従事し、その推進向上に顕著な貢献をした者

- （イ）産業安全の推進

- （ロ）労働衛生の推進

- （ハ）産業安全及び労働衛生の推進

ハ 大学又は研究機関等において産業安全又は労働衛生の研究に従事し、その業績が学会等において広く認められている者

- （3）表彰日において満45歳以上である者

- （4）産業安全又は労働衛生に關し、叙勲、褒章、内閣総理大臣賞又は厚生労働大臣功勞賞のいずれについても授与されていない者

2 緑十字賞の対象となる職域グループは、次の各号に該当するものとする。

（1）次のいずれかに所属する者

- イ 定款第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等

- ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等

- （2）産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、活動年数を7年以上とすることができます。

問い合わせ先等 2019年5月7日までに、最寄りの支部または当協会本部（電話099-226-3621）までお問い合わせ下さい。

各種行事・研修会等のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会
TEL 099-226-3621

各種行事・研修会等のご案内を致します。

詳細は最寄りの支部又は当協会本部までお問い合わせ下さい。

多数の参加をお待ちしています。

| 名 称 | 期 日 | 場 所 |
|---------------------|--------------------|------------|
| 2019年度鹿児島労働安全衛生大会 | 2019年7月1日 | 鹿児島市民文化ホール |
| 2019年度全国安全週間 | 2019年7月1日～7月7日 | |
| ゼロ災運動K Y Tトレーナー研修会 | 2019年9月26日・27日 | 鹿児島市 |
| 2019年度全国労働衛生週間 | 2019年10月1日～10月7日 | |
| 2019年度全国産業安全衛生大会 | 2019年10月23日～10月25日 | 京都市 |
| 職場リーダー向けリスクアセスメント研修 | 2019年11月13日 | 鹿児島市 |
| 鹿児島県労働災害防止研修会（無料） | 2020年2月14日 | 鹿児島市 |

※詳細は、適時本誌（鹿児島労基）、ホームページ等でご案内致します。

中小規模事業場

安全衛生サポート事業のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小規模事業場（製造業、第三次産業、鉱業）を対象に無料で安全衛生サポート事業を行っています。

個別支援と集団支援があり、専門家のアドバイスを受けられるほか、安全衛生に関する研修会等を実施します。労働災害防止に是非ご活用下さいますようご案内致します。

【問い合わせ先】

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664

中小規模事業場

安全衛生サポート事業

<個別支援>



専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の店舗・施設等を対象としております。



事業の特徴

- (1) 費用は無料（厚生労働省の補助事業のため）
- (2) 2時間程度の現場確認とアドバイス
- (3) 製造業、第3次産業、鉱業が対象
- (4) 労働者が概ね100人未満の事業場が対象



個別支援では、さまざまなアドバイスを行います

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡回に同行し、巡回における目的付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的な方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。



企業系列や工業団地、テナント等の事業場や店舗の安全衛生担当者様などに集まつていただき実施する「研修会」（集団支援）と組み合わせて実施することも可能です。

詳しくは「中災防ホームページ」をご確認ください。

<http://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

中災防 サポート事業

検索

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第3者が知ることはありません。

中小規模事業場

安全衛生サポート事業

<集団支援>



事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。



「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の集団支援の概要

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します（集団支援）。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う（個別支援：ホームページ参照）と組み合わせて実施することも可能です。



事業の特徴

- (1) **費用は無料**（厚生労働省の補助事業のため）
- (2) 2時間程度の研修会の開催



対象集団

労災保険加入の製造業、第3次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。

労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。

このようなテーマの研修を実施します

1. ヒューマンエラーとその防止対策
2. 転倒災害防止対策の進め方
3. 職場巡視のチェックポイント
4. 法改正対応これから進める化学物質対策
5. 管理監督者に求められる安全配慮義務
6. 安衛法改正を踏まえた労働災害防止対策
7. スライサー等による切れ・こすれ対策
8. メンタルヘルス対策の進め方
9. はさまれ・巻き込まれ対策
10. 安全・安心のための5S活動
11. 職場の腰痛予防対策
12. 保護具の適切な使用方法 など





ストレスチェック後の 職場環境改善研修会

これからはじめる職場環境改善～スタートのための手引～

ストレスチェック集団分析後の職場環境改善について、その手法を解説し、その後グループワークで理解を深めます。

衛生管理者、メンタルヘルス推進担当者、人事労務担当者など、職場環境改善に取り組む方のご参加をお勧めします。「職場環境改善助成金」についても解説します。

1. 受講対象者

鹿児島県内の事業主・管理監督者・衛生管理者・衛生推進者・産業保健健スタッフなど

2. 日時・会場

平成31年4月17日（水）13：30～16：15

マリンパレスかごしま
(鹿児島市与次郎二丁目8番8号)

定員50名

3. 受講料 無料

4. 申込期限 平成31年4月10日（水）まで（先着順、定員に達し次第受付終了）

5. 申込方法 裏面のFAX参加申込票かメールフォームよりお申し込みください。
<https://ssl.formman.com/form/pc/xu9XV3XBUqpfP7uf/>



メールフォーム
QRコード

グループワークは他業種の方と意見交換ができると
大変好評です。

「職場環境改善計画」

ストレスチェックの実施

集団分析

（専門家による指導）

職場環境改善計画の作成

職場環境の改善とは

職場のレイアウト見直し、作業計画への参加と情報共有、仕事の量・質の負担軽減、衛生設備の改善、労働時間・勤務体制の見直し、上司・同僚の支援、キャリア支援、相談窓口の設置などを行うこと

FAX参加申込票

4月10日（水）締切

(鹿児島産業保健総合支援センター FAX 099-252-8003)

ストレスチェック後の職場環境改善研修会

事業場名 _____ 従業員数（人）_____

所在地 〒 _____ 鹿児島県 _____

TEL _____ FAX _____

参加者① 職・氏名 _____

参加者② 職・氏名 _____

連絡先（ご担当者職・氏名） _____ 1事業場2名様まで

◆受付完了のご連絡は、参加申込票に不備がない限り致しかねます。不着を防ぐため、
FAX送信された場合は念のため受信の有無を、鹿児島産業保健総合支援センター
担当：崎田（TEL099-252-8002）までご確認ください。

◆早期に定員満了になることが予想されます。お早目のお申し込みをお勧めいたします。

当日プログラム

| | |
|------------------------|--|
| 13:00～13:25 | 受付 |
| 13:30～13:35 | 開会　開会挨拶 |
| 13:35～16:05 (休憩15分) | ①研修 (13:35～14:15) ストレスチェック集団分析後の職場環境改善 講師：メンタルヘルス対策促進員 ②グループワーク (14:30～16:05) |
| 16:05～16:15 | 閉会 ・質疑、個別相談 ・アンケート記入 |

独立行政法人 労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
 〒890-0052 鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階
 TEL: 099-252-8002 Fax: 099-252-8003
 URL: <http://kagoshimas.johas.go.jp> Email: info@kagoshimas.johas.go.jp

平成30年度鹿児島県労働災害防止研修会を開催しました

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成30年度鹿児島県労働災害防止研修会を鹿児島労働局の後援を頂き、2月15日（金）鹿児島市において開催しました。

当日は、県内の事業場の安全衛生担当者をはじめ、関係機関の担当者約142名の参加があり職場における労働安全管理水準の向上を目的に研修を行いました。

開会にあたり、当協会の吉本耕作専務理事が、この研修会は、労働災害防止と健康障害予防を図る目的で実施しており、労働災害は絶対あってはならないものと企業のトップをはじめ、従業員の意識を高めていくことが重要と挨拶を行いました。

最初の講演は、日本労働安全衛生コンサルタント協会鹿児島支部の労働安全コンサルタントである及川豊先生より、「労働安全衛生行政の視点～われわれの対応策～」と題し、講演を頂きました。

及川先生は、①事故災害発生の傾向（業種/事故の型）、②第13次労働災害防止計画に基づく鹿児島労働局の取組について、③我々の対応の主な具体事例の紹介、④この1年間の事故・災害の発生、活動の結果について、⑤各事業所で取り組む事項と主な留意点について資料に基づき説明をされました。

また、県内において多くの死傷災害が発生しており、特に就業者が増加している社会福祉施設を中心に第三次産業で増加率が高く、死亡災害では建設業、製造業、林業の割合が高いなど説明がありました。

また、中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターの安全管理士である甲斐俊文先生より、「職場から災害のリスクをなくそう～リスク低減の基本的考え方～」と題し、講演を頂きました。

甲斐先生は、①災害発生のメカニズム、②安全を考える上で3つの大前提、③労働災害の原因、④リスクアセスメントにおけるリスク低減措置、⑤工学的な対策、⑥不安全行動チェックなど安全管理士の立場からわかりやすく説明されました。

不安全行動が発生しやすい職場は、コミュニケーション不足にあるなど注意点を説明され、参加者は聞き入っていました。

最後に、この研修で得た知識を活かして災害のない明るい職場を目指していくことを誓い、閉会致しました。

研修は、毎年2月に鹿児島市で開催しています。



平成30年度職員全体研修会を開催

(公社) 鹿児島県労働基準協会

本会では、職員が一堂に集い、研修会を通じて自己のレベルアップを図り、より良いサービスを提供できるよう毎年研修会を開催しています。

今年も、本部支部、教習所、ヘルスサポートセンター鹿児島の職員182名が参加し、2つのテーマについて研修を行いました。

研修会では、最初に吉本専務理事が挨拶を行いその後、(株)九州経済研究所経営支援部の中木屋民先生（接遇訓練指導者）より「接遇について」と社会保険労務士法人EMagency代表の松田将紀先生より「ハラスメント防止対策について」講演を頂きました。

中木屋先生は、職場の理念のもと、①接遇とは・・・なぜ接遇が必要か⇒3つの立場（皆様の立場、利用者様の立場、双方の立場について留意すること。②接遇の基本・・・第一印象の重要性、接遇の3つの要素、接遇の実践が大切であること。③ロールプレイング等について、実践的にわかりやすく説明を頂き、職員は聞き入っていました。また、お辞儀の仕方など実践を行い、基本的な動作を身につけることが重要であると強調されました。

また、松田先生は、①労働者の義務、②ハラスメントとは・・・、③ミスコミュニケーションが起こる組織、④原因分析について社会保険労務士の経験をもとに講演を頂きました。

松田先生は、ミスコミュニケーションが起こる組織として、①メラビアンの法則、②自分の内面を表現しない、③想像で発言する、④自分の考えを言わない、⑤仕事へのプライドがないなどの理由があるとし、参考にしてほしいと説明されました。

社員同士のコミュニケーションを高めることで、ハラスメントを防止できるとアドバイスを頂きました。

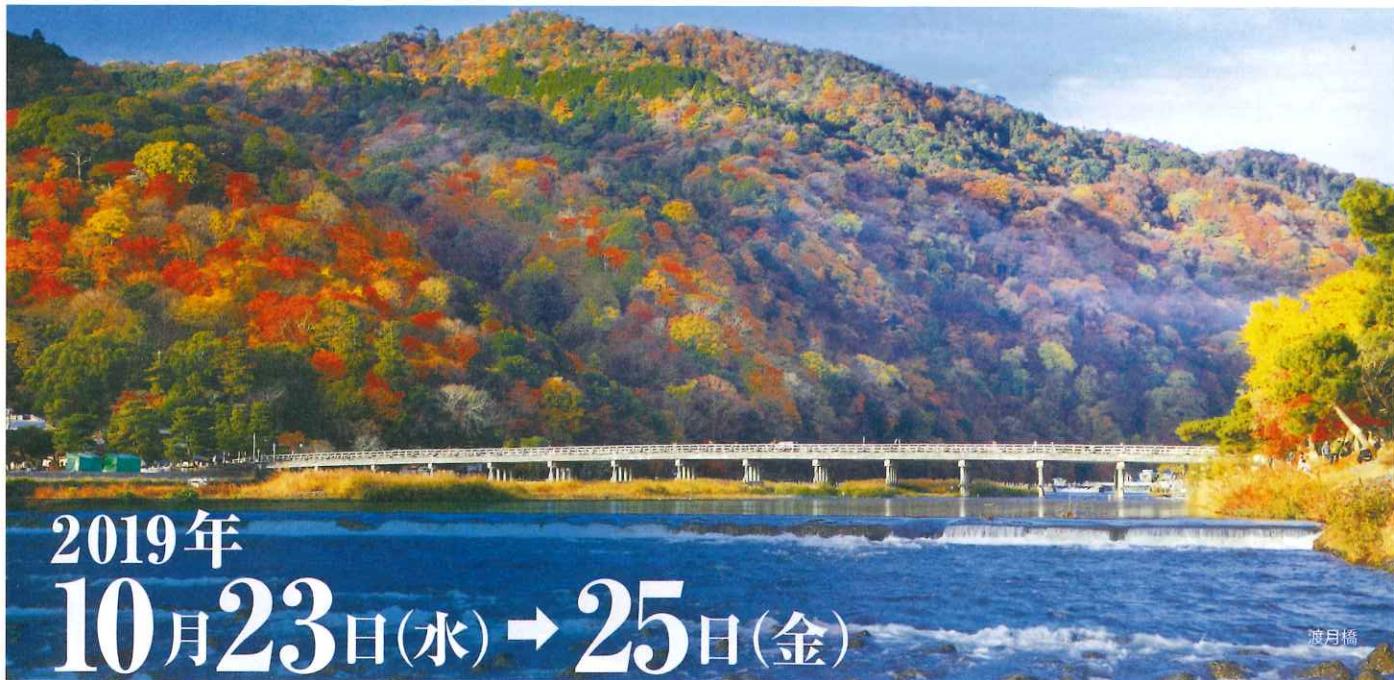
講演後、ヘルスサポートセンター鹿児島の小田原所長より講評と今後の業務運営についての提案、事務局から事務連絡等の報告があり予定どおり研修を終了しました。



研修風景



お辞儀の訓練風景



2019年
10月23日(水)→25日(金)

第78回

全国産業安全衛生大会

大会テーマ 平安の思いを込めた京の地で 新たに誓う 安全と健康



会場 みやこめっせ ほか
参加費 13,200円(10%消費税込)



(アクセス)
●京都市営地下鉄東西線
「東山駅」より徒歩約8分
(所在地)
〒606-8343 京都市左京区岡崎
成勝寺町9番地の1

同時開催 緑十字展2019(京都パルスプラザ)

京都で初の全国産業安全衛生大会
昭和7年に東京で始まった「全国産業安全大会」では、昭和13年の
第7回大会で、京都帝國大学本館を主会場に京都で開催されました。その後、
昭和44年に産業安全と労働衛生を一本化し、参加者一人規模の「全国産業
安全衛生大会」となってからは、今回の大会(2019年開催)が初の京都
大会となります。

はじめまして
in
京都



主催：中央労働災害防止協会
協力：公益社団法人京都労働基準協会
後援：厚生労働省(予定)、京都府、京都市、
公益社団法人関西経済連合会ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work , Safe Life ~
JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

お問合せ先
中央労働災害防止協会 教育推進部 イベント事業課
TEL: 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

2019年5月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分(鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会

検索

| 講習名 | 講習日 | 受付期間 | 受講料テキスト代 (消費税込) | 科目免除者 又は受講資格 | |
|--------------|--------------------------------|---------------------|--------------------------|--|--|
| 技能講習 | [普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転 | 【全科目者】 5/7~5/11 | 4/8~4/12 | 【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 | |
| | | | | | |
| | 床上操作式クレーン運転 | 【科目免除者】 5/7~5/8 | | 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円 | |
| | | | | | |
| | 特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者 | 5/9~5/10 | 4/8~4/12 | 会員 12,824円 一般 13,824円 | |
| | | | | | |
| | 車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) | 【全科目者】 5/13~5/17 | 4/15~4/19 | 【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 | |
| | | | | | |
| | 玉掛け | 5/13~5/15 | 4/15~4/19 | 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円 | |
| | | | | | |
| 酸素欠乏・硫化水素危険者 | 5/15~5/17 | 4/15~4/19 | 会員 18,440円 一般 19,440円 | 【科目免除者】 会員 18,440円 一般 19,440円 | |
| | | | | | |
| 高所作業車運転 | 5/20~5/21 | 4/15~4/19 | 会員 30,680円 一般 31,680円 | 【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円 | |
| | | | | | |
| 有機溶剤作業主任者 | 5/23~5/24 | 4/22~4/26 | 会員 12,824円 一般 13,824円 | 【受講資格】 会員 12,824円 一般 13,824円 | |
| | | | | | |
| 小型移動式クレーン運転 | 5/27~5/29 | 4/22~4/26 | 会員 28,420円 一般 29,420円 | 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円 | |
| | | | | | |
| 不整地運搬車運転 | 5/29~5/30 | 4/22~4/26 | 会員 34,480円 一般 35,480円 | 【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者 | |
| | | | | | |
| 特別教育 | 研削といしの取替え等(自由研削用) | 5/22 | 4/15~4/19 | 会員 11,016円 一般 12,096円 | |
| | ローラー運転 | 5/27~5/28 | 4/22~4/26 | 会員 16,820円 一般 20,060円 | |
| その他 | クレーン運転 | 5/27~5/28 | 4/22~4/26 | 会員 16,770円 一般 20,010円 | |
| | 安全管理者選任時研修 | 5/20~5/21 | 4/15~4/19 | 会員 16,632円 一般 20,952円 | |
| | 職長教育 | 5/23~5/24 | 4/22~4/26 | 会員 12,744円 一般 15,984円 | |

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

| 講習名 | 講習日 | 受付期間 | 受講料テキスト代 (消費税込) | 科目免除者 又は受講資格 |
|---------|-----------|-----------|---|---|
| 玉掛け技能講習 | 5/20~5/22 | 4/17~4/19 | 【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円 | 【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 |

種子島地区での講習会のお知らせ

種子島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731

| 講習名 | 講習日 | 受付期間 | 受講料テキスト代 (消費税込) | 科目免除者 又は受講資格 |
|--------|-----------|-----------|--------------------------|-----------------|
| ローラー運転 | 6/11~6/12 | 5/13~5/17 | 会員 16,820円 一般 20,060円 | |

- (備考) 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただか、案内書をお取り寄せください。